

令和 1 年 11 月 18 日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 令和元年分年末調整のための準備

通常、サラリーマンの方は給料の支払い者のもとで、その年最後の給与を受け取る際に年末調整により毎月源泉徴収された所得税の過不足額を精算する手続きとなります。

その際の主な書類の準備と注意点は以下になりますので参考に見て下さい。

- ◆ 「令和元年分の扶養控除等(異動)申告書」の作成に当たり、ほとんどの方は年初に申告書への記入はされ提出していただいておりますが、年末調整を行うにあたり年の中で扶養親族等の異動(増減)が有る場合や「源泉控除対象配偶者」でパート収入など年収150万円以下の方は控除の対象になりますので、いま一度記入内容の確認と変更手続きをお願いします。
- ◆ 「生命保険料控除証明書」や「地震保険料控除証明書」などの証明書は**原本の提出**が必要になっていますので早めに証明書の有無等の確認をお願いします。  
この他、一般の生命保険料控除証明書と同じように「介護医療保険料」や「個人年金保険料」などを掛けている方も一定金額が控除の対象になりますので、保険会社等から届いています控除証明書(ハガキなど)の確認し添付をお願い致します。  
また、「国民健康保険料」や「国民年金保険料」も本年中に支払った金額(見込み額含む)が社会保険料控除の対象になります。また、年金については払込控除証明書の提出が必要ですので、もしも見つからない場合は領収書などの裏付けとなる資料のご提出をお願いします。
- ◆ 「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出していただきますが、給与所得者本人と配偶者の所得金額により控除額が変わってきますので注意して下さい。  
ご本人の合計所得金額が1,000万円(給与所得だけの場合では、給与収入が1,220万円)を超える場合又はあなたの配偶者の合計所得金額が123万円(給与所得だけの場合では、給与収入が2,015,999円)を超える場合は、それぞれ配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができなくなります。
- ◆ 住宅ローン控除を受けられる方で、昨年度までに確定申告をされた方で2年目以降において年末調整で控除を受ける方は、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と借入先金融機関発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の提出をお願いします。
- ◆ 本年、途中で入社された方で、前職のある方は前の会社より交付された「源泉徴収票」を提出していただき合算して年末調整を行い所得税の精算をすることが出来ます。